外国為替証拠金取引約款　新旧対照表

(下線部分変更箇所)

新	旧
第１条～第３条（現行通り）	第１条～第３条（略）
（取引口座） 第4条　お客様は、次に掲げる要件をすべて満たす場合に本取引口座の開設を申込むことができるものとし、当社が承諾した場合に限り本取引口座を開設することができるものとします。 ①（現行通り） ②暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準ずる者でないこと ③本約款及び当社が定める本取引に関するルールに同意していること ④本取引に係るリスク及び商品性格を十分に理解していること ⑤インターネットを通じた取引、確認及び管理が行なえること ⑥当社の定めに従い取引を行なえること 2～4（現行通り）	（取引口座） 第4条　お客様は、次に掲げる要件をすべて満たす場合に本取引口座の開設を申込むことができるものとし、当社が承諾した場合に限り本取引口座を開設することができるものとします。 ①（略） ②追加 ②本約款及び当社が定める本取引に関するルールに同意していること ③本取引に係るリスク及び商品性格を十分に理解していること ④インターネットを通じた取引、確認及び管理が行なえること ⑤当社の定めに従い取引を行なえること 2～4（略）
第５条～第17条（現行通り）	第５条～第17条（略）
（期限の利益の喪失） 第18条 お客様は、お客様について次に掲げる各号のいずれかの事由が生じた場合、当社から通知、催告等がなくても、本取引に係るお客様の当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちにその債務のすべてを弁済するものとします。 ①～⑧（現行通り） ⑨お客様が死亡したとき 2 お客様は、お客様について次に掲げる各号のいずれかの事由が生じた場合、当社からの通知、催告等によって本取引に係るお客様の当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務のすべてを弁済するものとします。	（期限の利益の喪失） 第18条 お客様は、お客様について次に掲げる各号のいずれかの事由が生じた場合、当社から通知、催告等がなくても、本取引に係るお客様の当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちにその債務のすべてを弁済するものとします。 ①～⑧（略） ⑨お客様が死亡したとき、または制限行為能力者となった場合（削除） 2 お客様は、お客様について次に掲げる各号のいずれかの事由が生じた場合、当社からの通知、催告等によって本取引に係るお客様の当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務のすべてを弁済するものとします。

①及び②（現行通り） ③お客さまが後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受け、当社がお客さまにおける本取引の継続が不適当であると判断した場合 ④前号のほか、当社がお客様における本取引の継続が不適当であると判断した場合 ⑤前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたと当社が判断した場合	①及び②（略） ③（追加） ③当社がお客様における本取引の継続が不適当であると判断した場合 ④前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたと当社が判断した場合
第 19 条～第 28 条（現行通り）	第 19 条～第 28 条（略）
（解約） 第 29 条 次に掲げる各号に該当した場合、本取引口座を解約できるものとします。ただし、解除時においてお客様が本取引に係る未決済建玉を有している場合、又はお客様が当社に対する債務を負担している場合、必要な限度において本約款が適用されるものとします。 ①及び②（現行通り） ③お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準ずる者であると判明し、当社が解約を通告した場合 ④お客様による、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、当社との取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為、または、風説の流布もしくは偽計･威力を用いて当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害する行為等に起因し、当社がお客様に解約を通告した場合 ⑤お客様が第 18 条に掲げる事項のいずれかに該当した場合 ⑥お客様が第 34 条の本約款の変更に同意しない場合 ⑦前各号のほか、当社がやむを得ない事由によりサービス提供の中止を申し出た場合	（解約） 第 29 条 次に掲げる各号に該当した場合、本取引口座を解約できるものとします。ただし、解除時においてお客様が本取引に係る未決済建玉を有している場合、又はお客様が当社に対する債務を負担している場合、必要な限度において本約款が適用されるものとします。 ①及び②（略） ③（追加） ④（追加） ③お客様が第 18 条に掲げる事項のいずれかに該当した場合 ④お客様が第 34 条の本約款の変更に同意しない場合 ⑤前各号のほか、当社がやむを得ない事由によりサービス提供の中止を申し出た場合
第 30 条～第 34 条（現行通り）	第 30 条～第 34 条（略）
（2018 年 12 月施行）	（2018 年 3 月施行）

以上